第4章 具体的施策の展開

1

基本目標1

共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化

《基本目標の背景と方向性》

- ○前回計画である第7期計画策定時には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」というテーマのもと、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進、医療と介護の連携の推進に向けた取り組み等を進めることが求められていました。第8期計画においては、これまでの取り組みを継承しつつ、令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据えた、中長期的なサービス基盤・人的基盤の整備をはじめ、複数分野が横断的に対応しつつ、総合的な相談対応から社会参加まで伴走的に支援できる、地域共生の理念に立った支援体制の整備などを進めていくことが求められています。
- ○地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域包括支援センターを中心として、高齢者の介護 予防事業、介護保険の要支援者に対する介護予防ケアマネジメント、高齢者の保健福祉に関する総 合相談、介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する支援・指導等を引き続き実施します。また、 地域包括ケア会議を通じた地域の実情把握や対応策の検討、地域や関係機関との連携強化、職員の スキルアップに取り組みます。
- ○地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たす市医師会等との連携を密にし、退院調整、日常の療養支援、急変時の受け入れ先の調整、看取り等について、医療と介護の連携の仕組みを構築することを重点課題として取り組んでいきます。また、多職種連携委員会を開催するなど、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業所等と連携して顔の見える関係づくりやネットワークの構築を図るとともに、在宅ケアの推進や連携強化に努めます。さらに、市民フォーラムなどによる地域住民への在宅医療・介護連携の推進啓発を図ります。加えて、人生の最終段階における医療やケアのあり方を自分事として考え、最期まで目的をもって過ごすことができるよう、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する取り組みも進めていきます。
- ○近年福祉分野においてうたわれている「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。住民の主体的な支え合いを育み、「他人事」を含め「我が事」ととらえる地域づくり、公的支援における「縦割り」を「丸ごと」へと転換するための分野をまたがる総合的サービス提供の支援などによる地域共生社会の推進を図ります。



(1) 地域包括ケアシステム推進に向けた体制強化

	項目	内容
		○民生委員・児童委員やボランティアなどの地域で福祉活動を行っている団体 等に対して、「出前講座」などによる高齢者保健福祉に関する情報提供や相 談支援を行います。
1	地域の関係機関・団体との連携推進	○意見交換や情報提供に加え、困難事例に対する支援の検討や研修等の場として、「介護支援専門員連絡会」や「主任介護支援専門員連絡部会」を 定期的に開催します。
		○総合事業の円滑な実施と関係機関・団体同士の連携強化を図るため、事業所連絡会等を活用し、情報の提供や情報交換に努めます。
	総合相談支援事業、	○地域包括支援センターに地域担当者を配置して高齢者の相談を総合的に 受け止めるワンストップサービスの拠点として、「総合相談支援事業」の機能充 実を図ります。
2	包括的・継続的ケアマ ネジメント支援事業の 強化	○地域における包括的・継続的なケアを実現するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や介護支援専門員と関係機関や地域の社会資源との連携支援に取り組みます。
		○「地域包括ケア会議」を開催し、関係者間のネットワーク構築とその活用を図 ります。
3	地域包括支援センター の職員の質の向上	○地域包括支援センター職員の研修への参加促進等を通じて、保健師または 経験のある看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職のスキ ルアップを図ります。
4	医療関係者をはじめと した多職種の連携推 進	○地域包括支援センターの「総合相談窓口」での医療・介護関係機関からの相談対応や、「地域包括ケア会議」及び「多職種連携委員会」における情報共有等を通じて、医療・保健・福祉のネットワークの強化に取り組みます。
(5)	地域包括支援センター の普及・啓発	○地域包括支援センターが市民にとって身近な相談窓口となるよう、広報やチラシ、市ホームページなどの様々な情報媒体を活用し、地域包括支援センターの認知度の向上を図ります。
6	地域包括支援センター 運営審議会の開催	○地域包括支援センターが質の高い業務を行うため、定期的に交野市地域包括支援センター運営審議会を開催し、事業方針検討や、事業実績及び運営状況に関する評価を含めた審議を実施します。

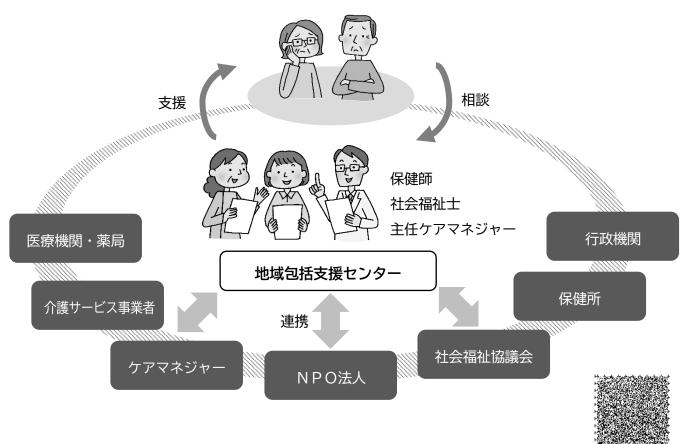


	項目	内容
	生活支援コーディネーター設置事業	○生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による生活支援・介護予防 サービスの提供体制の構築に引き続き取り組みます。
7		○住民互助の活動体の立ち上げや、閉じこもり予防や生きがいづくり等を目的とした拠点づくりを支援するために、各小学校区圏域を拠点とした「地域ケース会議」の立ち上げ支援を行います。
	,以但于未	○生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、「地域包括ケア会議」を 第1層協議体に位置付け、業務で得られた地域の情報を発信し、事例等を 通じて得られた地域課題等と結びつけることで、地域に必要なサービスの創出 に向けた意見集約を行い、社会資源の開発、施策の提言に取り組みます。

	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	(2019 牛皮)	(2021 牛皮)	(2022 平皮)	(2023 牛皮)
多職種連携委員会の開催回数	4回	4回	4 回	4 回
総合相談における延べ相談件数	5,935 件	5,950 件	5,975 件	6,000件

■地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、地域に ある様々な資源(保健・医療・福祉など)を活用し、多面的な支援を行うことを目的としています。



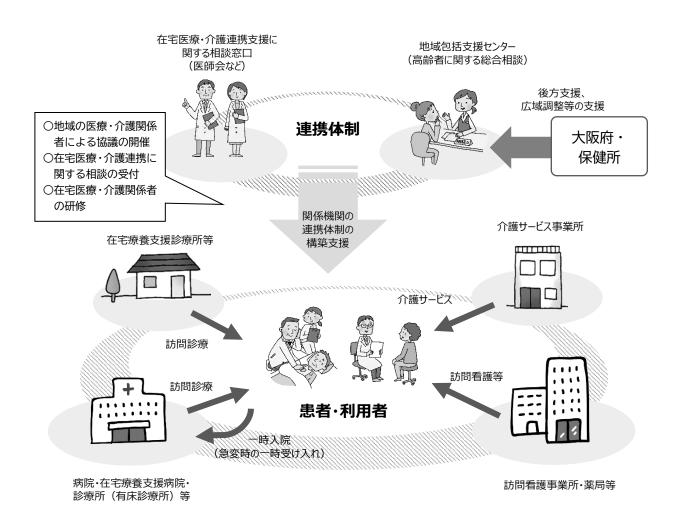
(2) 在宅医療・介護連携の推進

	項目	内容
1	かかりつけ医の確保の 推進	○かかりつけ医等との連携を強化し、必要な介護サービス事業所等の情報提供を行い、有効なサービスの確保を行えるように推進します。
2	地域住民への普及啓発	○在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を目的として、「市民フォーラム」を定期的に開催し、在宅医療・介護サービスに関する情報提供を行います。
3	地域における在宅医療 及び介護に関する情報 の収集、整理及び活用	○市内の相談窓口や医療機関の利用促進等を目的として、交野市社会資源マップ「医療と介護の相談窓口」の更新作成及び市民や関係機関による活用を推進します。
4	医療・介護の連携の推進、情報の共有	○医療・介護の関係機関や団体との情報共有、地域課題の検討や対応策の立案、機関・団体同士の連携促進のためのネットワーク構築等を目的として、「多職種連携委員会」及び「交野市医療介護連携会」を開催します。
5	在宅医療・介護連携に 関する相談支援	○地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応に取り組みます。
6	他の市町村との広域的 な連携に資する事業	○大阪府及び近隣市と協議の場を活用して連携を行うとともに、医療介護連携に係る会議の場を通じて、他の市町村との広域的な連携を図ります。
7	看取り・ターミナル機能の 強化	○今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、看取り等に関する取り組みについて検討を進めます。
(8)	A C P (アドバンス・ケ ア・プランニング)の普及	 ○高齢者の集いの場や高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等において、高齢者とその家族をはじめとする住民に対し、ACP の理念や有用性について普及啓発を図ります。 ○地域包括支援センターや各医療機関等において、介護や医療の専門家として ACP の相談に応じるとともに、一人の高齢者のケアに係わるすべての関係者が本人の意思を尊重し、高齢者が安心した終末期を迎えられるよう、情報の共有や話し合いの場を持つネットワーク化を進めます。



	現状値		目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
市民フォーラムの参加者数	387 人	400人	400 人	400 人	
自宅での死亡者数割合	14.2%	14.6%	14.8%	15.0%	
「マイエンディングノート」延べ配付人数	1,000 人	3,000 人	4,000 人	5,000 人	
医療介護連携会議開催回数	1 🗇	2 回	2 回	2 回	
在宅医療・介護連携支援センター相談件数	64 件	70 件	75 件	80 件	

■在宅医療・介護連携の推進イメージ





(3) 共生と支え合いによる地域づくりの推進

	項目	内容
1	包括的な相談支援体 制の強化	○要介護者等や世帯が抱える課題は複雑化・複合化していることから、生活 全般の課題を解決するために、障がい者や児童等の福祉に関する施策との 有機的な連携を図り、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一 体的に実施する重層的な支援体制の整備に取り組みます。
2	地域課題の解決力強化のための連携推進	○多職種が連携した「地域包括ケア会議」を定期的に開催することにより、地域課題の発見を行います。その抽出された地域課題を市が受け取り、地域課題の解決力の強化につなげていくために審議会などを活用する体制の整備や、医療・介護関係者の連携を推進していきます。
3	見守り体制(見守りネットワーク)の整備	○地域住民や老人クラブ、民生委員・児童委員、校区福祉委員、自治会などの地域の様々な主体や、「交野市高齢者にやさしい地域づくり協定」締結事業者等と協働し、一人暮らし高齢者などに対する地域活動への参加促進、社会参加の場の提供、近隣住民による助け合いの促進など日常的な見守り・声かけ活動を促進します。
4	生活課題を抱える高齢者世帯への各種支援体制の構築	 ○生活課題を抱える高齢者世帯への支援の充実に向け、「生活困窮者自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「住居確保給付金事業」を実施します。 ○生活課題の早期発見・早期解決に向け、地域住民と専門職の協働によるアウトリーチ等を通じたニーズ把握や、適切な相談機関へつなぐ体制づくりに努めます。 ○生活課題を抱える高齢者が経済的に自立できるよう、就労支援相談員による助言や相談を実施します。また、高齢者向け住宅に関する情報提供を通じて、住まいの提供を支援します。
\$	独居、夫婦のみ世帯へ の見守り体制の拡充	○高齢者の交流を中心とした「いきいきふれあいサロン」や「喫茶サロン」等の活動や、体操等の介護予防活動、一人暮らしの方や引きこもりがちな方の自宅訪問を実施し、サロンへのお誘いや相談を行う「個別援助活動」等、校区福祉委員会が実施する地域での支え合い活動と連携し情報共有を行うとともに、地域の特性に合わせた見守り体制の拡充に取り組みます。



	項目	内容
		○障がい福祉部門と連携を図り、利用者のニーズに適切に対応することで、地
⑥ 大生型サービスの検討	域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。	

	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結事業所数(累計)	10 事業所	12 事業所	13 事業所	14 事業所
地域包括ケア会議開催回数	12 🛭	12 回	12 回	12 回





2

基本目標2 共生と予防による認知症対策の推進

《基本目標の背景と方向性》

- ○これまでの認知症対策については、平成 24 年(2012 年)に策定された「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」、平成 27 年(2015 年)に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき、医療・介護連携による早期発見と早期対応の体制整備が進められてきました。
- ○令和元年(2019 年)に新たに発表された「認知症施策推進大綱」では、上記のプランの取り組みを継承しつつ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的な考え方としています。また、具体的な施策は、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」の5つの柱に沿って推進することとされています。
- ○「認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものである」ことを市民が正しく 理解することにより、日常生活での手助けや見守りへの協力、近所や地域での助け合い、予防活動 への自発的な参加など、認知症対策の基本となる様々な取り組みをより円滑に進めることができるよう、情報提供や理解促進、認知症サポーターの養成などに取り組みます。
- ○認知症になることを少しでも遅らせ、また、認知症になっても迅速に対応できる体制を構築することを目的に、医師会をはじめとした関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。また、認知症地域支援推進員による関係機関同士の連携強化や地域活動の活性化にも取り組みます。
- ○認知症になっても住み慣れた場所で最期まで暮らすことができるよう、地域全体でのサポート体制 の構築など「認知症バリアフリー」の推進に取り組むとともに、若年性認知症の人への支援を推進 します。また、本人だけでなく、介護する家族も支えるために、悩みを共有できる場の提供や支援 のための情報提供にも取り組みます。

■本市における認知症患者数の将来推計

		令和3年度 (2021 年)	令和4年度 (2022年)	令和 5 年度 (2023 年)	令和7年度 (2025年)
6	5 歳以上人口	21,896	21,917	21,941	22,013
	認知症患者数※1	3,460	3,656	3,818	4,083
要	支援•要介護認定者数	4,175	4,408	4,592	4,922
	自立度Ⅱ以上認定者数※2	1,515	1,558	1,602	1,697

※1 厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」に基づき、中位推計結果を算出 ※2 厚生労働省「介護保険総合データベース」に基づき、各年度 10 月末時点の認知症自立度 Ⅱ a 以上認定者数の実績より算出



(1)認知症に対する理解の促進

	項目	内容
		○認知症に関する相談窓口等を周知するためのポスターを作成し、地域の店 舗等への掲示依頼を通して、認知症理解を促進します。
1	認知症に関する情報の 発信と理解促進	○認知症予防に関する啓発チラシを作成し配布することで、幅広い年代の市 民が認知症に関する正しい知識と理解を持つことを促進します。
		○認知症予防の観点から、認知機能低下の早期発見、早期支援につなぐことができる取り組みを推進します。
2	認知症ケアパスの活用	○「認知症ケアパス」の活用と普及を行い、認知症に関する基礎的な情報とと もに、具体的な相談先や受診先の利用方法を市民に幅広く周知します。
	認知症サポーター等養成事業	○認知症について正しく理解をして、地域で暮らす認知症の人やその家族をあたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための「認知症サポーター養成講座」を開催します。
3		○認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」のスキルアップのための研修会や交流会を開催します。
		○児童・生徒の認知症に関する理解促進のために、児童・生徒向けの認知 症サポーター養成講座の実施や、認知症の人などを含む高齢者に対する理 解を深めるための教育や、高齢者との交流活動等を推進します。
4	認知症に関する講座の開催	○地域の住民を対象として認知症をテーマとした、市職員及び地域包括支援 センター職員による「出前講座」を実施することを通じて、老人クラブや自治 会などの地域団体において、認知症についての正しい知識を共有することが できるように啓発活動を推進します。
(5)	認知症の人からの本人 発信支援	○認知症の人の意見の把握や、それらを踏まえた施策立案について検討を進め、当事者視点での取り組みを推進します。



	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域包括支援センターへの認知症につい ての相談延べ件数	305 件	330 件	340 件	350 件
認知症サポーター講座養成人数	346 人	350 人	350 人	350 人
認知症地域支援推進員による出前講座 開催回数	11 🗆	15 🗆	15 🗆	15 回
キャラバン・メイト研修会・交流会開催回数	6 回	6 回	6 回	6 回

認知症に関する用語の解説

◆認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。交野市内では介護サービス施設・事業者や校区福祉委員会によって3か所で実施されている。

◆認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを標準的に示したもの。

◆認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けを するなど、温かく見守る応援者のこと。

◆キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める。講座開催をきっかけに、 住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通し、地域のリーダー役と なる役割が期待されている。キャラバン・メイトになるには、自治体または企業・職域団体 が実施するキャラバン・メイト養成研修を受講する必要がある。

◆認知症サポート医

認知症患者の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や 地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

◆認知症地域支援推進員

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス従業者や認知症サポーターなど、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため配置される。



(2) 地域や医療と連携した予防と支援

《主な取り組み》

	項目	内容
1)	認知症地域支援推進 員の配置	 ○認知症地域支援推進員を配置し、地域における医療及び介護の連携強化、認知症の人及びその家族に対する支援体制の強化を図ります。 ○若年性認知症介護者意見交換会(はまゆりの会)を開催し、若年性認知症支援における課題の抽出及び社会資源の開発、若年性認知症の人と家族の居場所づくりを支援します。また、在宅で認知症の人を介護している方の現状及び課題、ニーズの把握を目的とした意見交換会を実施します。 ○地域住民に対して、認知症予防の取り組みや認知症への理解を深めるための出前講座を開催します。また、医療・介護従事者等の専門職を対象に、認知症への理解を深め、具体的な支援方法を学ぶことを目的とした研修を開催します。 ○認知症カフェを運営、または開催を検討している事業所等との意見交換会を開催し、情報交換や取り組みが円滑に実施されるように必要な助言や支援を行います。
2	認知症初期集中支援チームの設置	○「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援を継続します。○チーム員及び認知症サポート医及び看護師などの構成員からなる「認知症初期集中支援チーム員会議」を定期的に開催して支援方針の検討評価を行い、それに基づいて本人や家族への集中的な初期支援を実施します。
3	多職種連携の強化	○協議の場の設置などを通じて関係機関や医師会等との連携体制を強化し、認知症になることを少しでも遅らせ、また認知症になっても早期発見、早期対応につなげることのできる支援体制を確立します。

	現状値		目標値	
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
専門職向け認知症対応力向上 研修会開催回数	1 🗆	1 🗆	1 🗆	1 🛭
多職種連携委員会の開催回数	4 🗆	4 回	4 回	4 🛭



(3)認知症になっても暮らしやすい地域づくりの推進

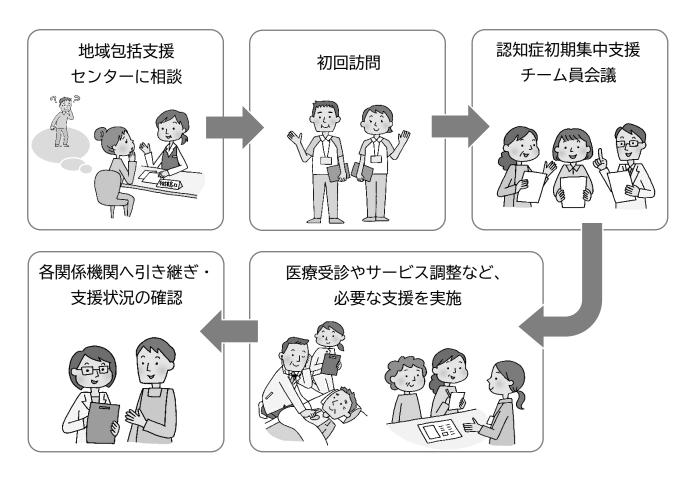
	項目	内容
1	見守り体制の充実	 ○「交野市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」への登録推進により見守り ネットワーク体制の構築を推進し、警察等関係機関との連携強化に努めます。 ○徘徊する可能性のある高齢者が外出して行方不明となった後に警察等の 関係機関で保護された際に、早期の身元の判明に資することを目的として、 引き続き見守りQ Rコードシールの交付の利用周知に取り組みます。 ○徘徊高齢者の事故等に係る経済的な不安を軽減し、安心して生活できる 体制整備に努めます。
2	認知症カフェの開催支 援	○認知症の人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場として、 認知症カフェの開催場所の充実を図ります。
3	家族支援の充実	○認知症の人を介護する家族等が互いに悩みを相談し、情報交換することで 介護負担を軽減できるよう交流会を開催します。
4	市内事業所との連携強化	○地域で認知症高齢者とその家族を支えるため、「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結事業者の拡大に取り組みます。
(5)	若年性認知症に対応できる体制の強化	○若年性認知症の方を抱える家族同士が交流できる機会の提供に取り組みます。また、認知症疾患医療センターなど専門医療機関、大阪府若年性認知症支援コーディネーターについて情報提供を行います。
6	認知症高齢者が地域で 安心して暮らせる住まい の確保	○認知症高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、「認知症対応型共同生活介護事業所」等の介護・施設サービスの制度周知及び、「地域密着型介護老人福祉施設」の基盤整備にあたっての個室・ユニットケアの普及による居住環境の質の向上を図ります。
7	チームオレンジの設置	○地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるため、認知症サポーターやキャラバンメイト、認知症当事者などによって構成される「チームオレンジ」の設置に向けて取り組みます。
8	高齢者家族やすらぎ支 援事業	○認知症の人の自宅を訪問して話し相手や見守りを実施することにより家族 介護者の休息や外出機会を確保する支援事業として実施するとともに、引 き続き利用促進と制度周知に努めます。



	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
認知症カフェの開催場所数	3 か所	4 か所	5 か所	6 か所
若年性認知症介護者交流会(はまゆりの会)開催回数	5 🗆	6 🛭	6 🛭	6 回
認知症介護者家族の集い開催回数	1 🗇	2 回	2 回	2 回
高齢者家族やすらぎ支援事業利用実人数	9人	13人	15 人	17 人

■認知症初期集中支援チームについて

認知症初期集中支援チームは、認知症の方(疑いのある方)や、その家族に対して、専門職であるチーム員が早期治療・早期対応に向けた支援を行います。





3

基本目標3 最期まで自分らしく暮らすための支援の充実

《基本目標の背景と方向性》

- ○人口減少と高齢化が並行して進む現在においては、元気な高齢者を増やすことは、介護保険事業をはじめとした社会福祉分野における各事業の持続可能性を確保することだけでなく、高齢者がこれまで培ってきた様々な知識や経験を社会に還元し、まちの活性化に役立てていくという点でも重要な取り組みとなります。引き続き、介護予防や社会参加に向けた取り組みを進めていくことに加え、高齢者の権利を守る仕組みを整え、最期まで自分らしく暮らすことのできる地域を構築していくことが求められています。
- ○これまでと同様、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に向けて、意識啓発や介護予防体操等の実施に取り組みます。また、介護予防の効果のさらなる向上や高齢者の社会参加の促進を目的として、通いの場への参加促進や予防に関する機能の強化に加え、リハビリテーションを促進する体制の構築にも取り組みます。
- ○高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するためには、高齢者の保健事業と 介護予防が一体的に提供される必要があります。健診による早期発見や健康づくりに対する意識啓 発といったこれまでの取り組みを進めるとともに、関係課同士の連携による介護と医療の両方の視 点から地域の分析、保健師を始めとした医療専門職の介護予防への関与などに取り組みます。
- ○高齢者が自身の経験や知識を地域や社会の中で活かし、一人ひとりの生きがいづくりやまちづくり の活性化につなげることのできる仕組みを構築するために、高齢者が働きやすい職場環境づくりに 関しての企業への情報提供やシルバー人材センターを介した働く場の提供、介護保険事業や高齢者 福祉のサポートができる高齢者の育成に取り組みます。
- ○高齢者に対する虐待を防止するため、虐待防止に向けた周知啓発に取り組むとともに、高齢者虐待 コアメンバー会議の開催、高齢者虐待の防止や高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及 び適切な養護者に対する支援、役割分担など地域包括支援センターと連携し対応を行います。
- ○高齢者の権利擁護を推進するために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害の未然 防止のための啓発活動などに関係機関と連携して取り組み、高齢者の権利が守られるまちづくりを 展開していきます。



(1) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

	項目	内容
1	出前講座や講演会による地域住民への啓発	○市職員及び地域包括支援センター職員による「出前講座」を実施し、介護 予防や認知症に係る知識の啓発に取り組みます。○介護予防や重度化防止に関する意識啓発や、地域で目指すべき方向性 についての考え方の共有を目的として、広く市民を対象とした「介護予防をテーマとした講演会」を定期的に開催します。
2	心身の状態を知る機会の提供	○各種健(検)診や通いの場など様々な場面において、高齢者が自身の心 身の状態を知ることのできる機会を提供します。
3	介護予防・高齢者スポ ーツ講習会の開催	○介護予防に加え、地域交流や生きがいづくりの場として、介護予防・高齢者 スポーツ講習会を定期的に開催します。
4	交野市健康増進計画・ 食育推進計画の推進	○「交野市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、各種健(検)診の受診勧奨や生活習慣病予防、地域ぐるみでの健康づくりの推進や食育の推進に取り組みます。
(5)	通いの場の機能強化	 ○地域福祉や健康増進の部署とも連携しながら、参加しやすい通いの場づくりに取り組むとともに、地域の状況を把握し、ご近所や知り合いを通じた参加の呼びかけなどの働きかけを進めていきます。 ○地域住民主体の各種集いの場を市民に周知し、参加をしてもらうことを目的として、「生涯現役に役立つあなたの街の介護予防」冊子を定期的に更新し、広く市民や関係機関に配布します。 ○「元気アップ教室」「健康リーダー」など地域での住民等主体による新たな受け皿づくりに取り組み、地域住民の体力の維持向上やもの忘れ予防、閉じこもりや寝たきりの予防につなげます。 ○「街かどデイハウス事業」を実施し、介護予防や閉じこもり予防の観点から、高齢者が要介護状態にならずに住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援します。
6	地域リハビリテーション活 動支援事業の実施	○関係団体との連携のもと、住民主体で運営する通いの場やサロン団体等に リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)を派 遣し、運動指導や講話等を行います。
7	保健事業と一体的に行う介護予防の実施	○高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、 各種データから庁内関係部局間の連携により分析、事業検討を行います。 ○医療専門職が通いの場に参画する仕組みを構築し、高齢者がより効果的 な健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援します。



	現状値	目標値		
指標名	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2019 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
通いの場(元気アップ教室)参加率	5.3%	5.5%	5.7%	6.0%
「あなたの街の介護予防」掲載の通いの場所数	111 か所	111 か所	112 か所	113 か所
介護予防・高齢者スポーツ講習会の開催	3 種目	3 種目	3 種目	3 種目
種目数と実申込者数	73 人	75 人	77 人	80 人





(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

《主な取り組み》

	項目	内容
1	高齢者が働きやすい職 場環境づくりに関する事 業者への普及啓発	○高齢者の雇用促進や高齢者の身体的状況に配慮した高齢者が働きやすい職場環境づくりに関する各種制度について、「交野事業所人権推進連絡会」を通じて事業所に対して情報提供を行います。
2	シルバー人材センターの 事業支援及び活性化の 促進	○高齢者の就業の機会を確保するとともに、高齢者の生きがいづくりを通して活力ある地域社会づくりを推進するために、引き続き「シルバ―人材センター」の事業活動を支援していきます。○高齢者の社会参加の促進と就労に関する指導や場の確保を図るため、高
		齢者の豊かな知識と経験を活かして、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境づくりを支援します。
3	生活援助員の養成	○高齢者自身が掃除、洗濯、買い物等の生活支援サービスの担い手になる 「生活援助型訪問サービス」に従事する者の確保を目的として、生活援助 員の養成を行います。
4	就労的活動を支援する 体制の整備	○活動意欲のある高齢者と、就労や地域活動の機会をコーディネートできる支援体制の構築について検討します。
(5)	老人クラブ活動への支援	○地域で暮らす高齢者の居場所づくりや生きがいづくり、社会参加の促進など を目的として、地域住民の老人クラブ活動への参加促進を支援していきま す。

	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
生活援助員登録者数	106人	130 人	150 人	170 人
老人クラブ登録者数	2,179 人	2,160 人	2,170 人	2,180 人



(3) 高齢者虐待防止の推進

	項目	内容
1	地域包括支援センター 等関係機関との連携推 進	○高齢者の虐待を把握した場合、市と地域包括支援センターの連携のもと、「高齢者虐待コアメンバー会議」を開催し、虐待の有無及び対応方針の決定と、対応方針に沿った対応の実施を迅速に行います。○高齢者虐待防止ネットワークの構築及び情報の共有を図るとともに、支援者への制度周知を目的として実践に即した専門職向け研修会を企画し開催します。
2	高齢者虐待の通報窓 口の周知	 ○市内介護保険サービス提供事業所に従事する専門職を対象とした高齢者虐待防止の研修会を地域包括支援センターとともに開催し、虐待防止の徹底を伝達します。 ○「高齢者虐待レビュー会議」に年1回事業所職員等にも参加してもらうことにより、事例検討を通じて関係機関に虐待通報から解決までの流れを知ってもらい、虐待通報の必要性の周知を行います。
3	虐待を受けた高齢者の 生活安定の促進	 ○高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応します。 ○市と地域包括支援センター及び各関係機関の連携のもと、事例に対する支援方針やキーパーソン、各機関の役割分担、連絡体制などを定めて支援内容を決定するとともに、定期的なモニタリングによる支援内容の評価や再調整を行います。
4	虐待事案の点検・検証	○高齢者虐待の通報件数、虐待と判断した件数、被虐待者の状況、世帯の状況、虐待者の状況及び高齢者虐待の背景といった実態の把握を毎年度行い、「交野市高齢者虐待基礎研修」などの研修会の場で関係機関にフィードバックを行います。○事例の共有により関係者の資質向上に努めるとともに、地域における様々な関係者のネットワークの構築に努めます。
(5)	「権利擁護ハンドブック」 の周知・活用	○高齢者虐待を防止し、早期発見・早期対応に向けた「権利擁護ハンドブック」を高齢者虐待防止研修会等の場で配布することを通して、早期発見への気づきを関係機関に促します。



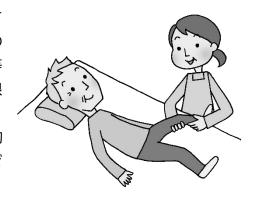
	項目	内容
6	身体拘束ゼロに向けた 取り組みの展開	○施設等への訪問指導の際に虐待防止に関する情報提供を行います。○事業者や専門職向けの「高齢者虐待防止研修」の実施を通じて、サービス 提供従事者に対する身体拘束ゼロに向けた取り組みの働きかけを行います。

	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
権利擁護に関する専門職向け研修開催 回数	3 🗆	3 回	3 🗆	3 回
高齢者虐待レビュー会議実施回数	3 🗇	3 回	3 回	3 💷

介護保険施設などにおいて、高齢者をベッドや車いすに縛り付けるなど身体の自由を奪う 身体拘束は、サービスの提供に当たっては利用者の生命または身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除き原則禁止されており、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当す る行為と考えられています。

緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

厚生労働省は平成13年(2001年)4月に、身体拘束の廃止に向けての幅広い取り組みを「身体拘束ゼロ作戦」として取りまとめています。





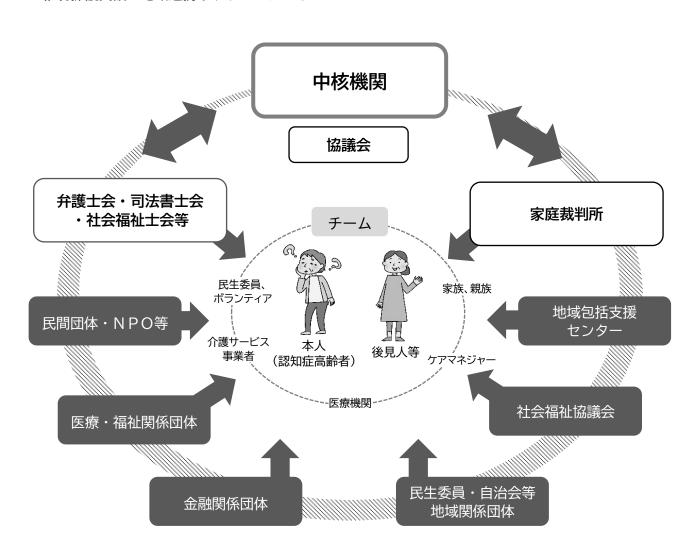
(4) 高齢者の意思決定の支援

	項目	内容
1	成年後見制度及び日 常生活自立支援事業 の広報・周知	○成年後見制度及び日常生活自立支援事業を、市民をはじめ、関係機関等へ積極的に周知し、利用促進を図るとともに、市民後見制度導入に関しての検討作業を行います。○成年後見制度を利用するために必要となる申立費用や後見人に対する報酬に対する助成が必要とされる人に対して、「成年後見制度利用支援事業」により必要な助成を行います。
2	成年後見制度利用促 進計画の策定	○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」という国計画の3つの目標に基づいて、障がい福祉担当部署と連携し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進します。
3	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	 ○市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりを行います。そのために、チーム(本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等)、チームを支援する協議会、中核機関等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。 ○地域連携ネットワークの中核となる中核機関を設置します。中核機関の設置に向けて、機能の検討を行うとともに、制度についての周知の実施やチーム支援についての検討を行います。
4	消費者相談体制の 充実	○高齢者等の消費者被害の未然防止のため、広報等を活用して「消費生活センター」の窓口周知に努めるとともに、高齢者等の消費者トラブルを円滑に解決するため、福祉関係機関と連携を図ります。
(5)	関係機関との連携	○「出前講座」等で地域住民に対して消費者被害の情報提供をするととも に、関係機関と連携し、消費者被害防止の啓発活動に取り組みます。 ○行政や医療・介護関係者、警察などの関係機関が連携した「消費者安全 確保地域協議会」において、情報交換などを行うことにより、消費者被害の 未然防止や高齢者の見守り活動の推進に取り組んでいきます。



	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
市長申立件数	3 件	5 件	6 件	7 件
成年後見制度利用支援事業による報酬 等助成件数	9件	11 件	12 件	13 件
消費者被害防止に係る出前講座実施回 数	19 回	20 回	20 回	20 回
消費者安全確保地域協議会開催回数	11 回	12 回	12 回	12 回

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ





4

基本目標4 地域で安心して暮らすためのサポート体制の強化

《基本目標の背景と方向性》

- ○地域包括ケアシステムの目的でもある「住み慣れた場所で最期まで」を実現するためには、住み慣れた場所である地域において、暮らすことのできる場所の確保に加え、住環境の安全や利便性が確保されていることが不可欠です。また、災害時や感染症拡大といった危機的状況に対応できる支援体制の確立が重要です。加えて、介護に取り組む家族等への支援の充実のために、引き続き家族介護者へのサポートや、介護と就労を両立させるための制度の浸透と活用を推進していくことが求められています。
- ○地域包括ケアシステムの一要素である「住まい」を、一人ひとりが個人の実情に応じて適切に入手できるよう、情報提供や相談支援を進めるとともに、住宅改修の支援に取り組みます。また、高齢者が安心して外出できる環境の整備についても進めていきます。
- ○近年多発する自然災害に迅速に対応できるよう、行政と地域の連携のもと、日頃からの防災体制の確保に努めるとともに、サービス事業所の運営復帰に向けた働きかけを行います。また、令和2年(2020年)1月末より発生した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染症対策の強化にも取り組みます。
- ○介護による不安やストレスの軽減や、介護と就労の両立の実現を目的として、介護休業に関する情報発信やサービスの利用促進、必要とするサービスを提供できる環境の整備に取り組みます。また、介護に不安を感じる家族同士で悩みを共有できる場の開催や、ケアマネジャーや地域包括支援センターなど、身近な人や場所から必要な支援につなぐことのできる仕組みづくりにも取り組みます。



(1)安心して生活できる環境づくり

	項目	内容
1	住まいに関する 情報提供と相談支援	○市や地域包括支援センター等の高齢者に身近な窓口を通じて、大阪府との協力のもと、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の多様な住まいの情報提供を進めます。○住まいに関する適切な情報提供や住宅相談体制の充実に向けて取り組みます。
2	高齢者のニーズに対応し た住宅の整備	○サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど、高齢者の身体特性 や生活実態に配慮した住宅の整備・供給の促進に向けて、関係部署や大 阪府等と協議・検討を行います。
3	バリアフリー化の促進	○高齢者が快適に安心して居住できるように、バリアフリー化や緊急時対応サービスなどの高齢者の暮らしに配慮した一定の基準を満たした「サービス付き高齢者向け住宅」の市民に対する情報提供を行います。
4	高齢者等に配慮したま ちづくりの推進	○高齢者や障がい者等、すべての人が暮らしやすいまちをつくるために、車いすが通行できる出入口の確保、案内表示板の設置、身体障がい者用駐車場の設置、点字誘導ブロック等の整備など、市民の理解と協力を得ながら、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
(5)	高齢者の交通安全対 策の推進	 ○市内各地区の老人クラブ会長に対して「高齢者交通安全リーダー」を委嘱し、併せて研修会を実施することで地域での交通安全啓発推進を進めるとともに、交野警察と合同での「交通事故防止キャンペーン」を実施することにより、事故発生件数の増加傾向の歯止めをかけるための啓発事業を展開します。 ○交通系ICカードを活用したバス・鉄道の運賃補助や、タクシー車両の乗車料金の一部助成による外出支援サービスを実施することを通して、高齢者が運転免許証の自主返納を検討できるような環境づくりに取り組みます。
6	住宅改修支援事業	○対象者の身体状況に応じた効果的な住宅改修の推進のために、介護支援 専門員(ケアマネジャー)等による理由書作成に対する助成支援である 「住宅改修支援事業」を実施します。



(2) 危機的状況に対応できる支援体制の確立

《主な取り組み》

	項目	内容
		○「災害時避難行動要支援者支援プラン」に基づいて、避難行動要支援者が災害時や緊急時に孤立することを防ぐために、地域で普段の声かけや見守り活動とともに、災害時の避難支援に向けた体制づくりを行います。
1	災害時避難行動要支援者支援プランに基づく 安全・安心体制の強化	○避難行動要支援者の基本情報や詳細情報を登録してもらうことで、平常時の見守り活動の支援とともに、災害時に避難誘導などの支援を行う取り組みを継続します。
		○各地区にて名簿の定期的な更新や避難訓練等の実施を行うことにより、隣近所の見守り活動の輪や災害時支援の輪が広がるように、関係機関との連携を図ります。
2	災害発生後の体制確 保方策の検討	○自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人 クラブなど、地域で活動する様々な機関・団体と協働し、避難所までの誘導 など、災害時に高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます。○庁内の推進体制として、福祉部門と防災関係機関等の連携を強化し、減 災対策や災害時の迅速な対応策について検討していきます。
3	介護サービス事業者に 対する災害対策検討の 推進	○防災担当部門との連携のもと、土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設への計画策定及び報告について働きかけを行います。○防災関係の説明会への参加呼びかけやリーフレット資料の配布などを通じて、事業者に対する災害対策に係る情報提供を行います。
4	感染症対策の推進	○「交野市新型インフルエンザ等対策行動計画」とも整合を図りながら、感染症等の感染拡大防止についての啓発や新しい生活様式についての啓発を行い、高齢者や家族が感染した場合に適切な対処につなげ、正しい知識を持ち、感染防止を行いながらも人との関わりを保ち、孤立を防ぎます。○医療・介護従事者に対し、新型コロナウイルス等の感染拡大防止や感染した場合の適切な対応ができるための支援を行い、高齢者・家族の感染による不安の軽減を図ります。

	現状値		目標値	
指標名	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2019 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
避難行動要支援者名簿更新作業の実 施地区数	3 地区	5 地区	6 地区	7 地区



(3)介護に携わる家族への支援の充実

《主な取り組み》

	項目	内容
1	介護サービスに関する 情報提供	○利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、市内及び近隣のサービス 提供事業者を市のホームページ等を通じて情報提供します。
2	家族交流会の開催	○家族介護者同士の不安軽減を目的として、交流できる機会の提供に取り 組みます。
3	家族介護者の介護 離職防止の相談支援	○介護離職の防止を目的として、ケアマネジャーや地域包括支援センターが、 介護する家族の状況を確認し、必要に応じて利用できるサービスや支援制 度に関する情報を提供したり、適切な支援機関へつなぐことのできる仕組み づくりを進めます。
4	介護休業に対する 周知・啓発	○介護休業等の取得、短時間勤務制度等の利用ができるよう周知・啓発を 行うとともに、窓口等での相談を通して啓発資料を配布するなどにより介護 者の支援に努めます。
(5)	介護離職ゼロに向けた入所施設整備	○介護サービスが利用できずやむを得ず離職する人を無くすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにも関わらず自宅待機する高齢者を解消することを目指す国の取り組み(介護離職ゼロ)に基づいて、必要なサービスの量を見込み、これに基づき入所施設の新たな整備を行います。

《関連する指標一覧》

	現状値		目標値	
指標名	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2019 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
『仕事と介護の両立は難しい』**と回答した割合	19.1%	-	-	16.1%

※在宅介護実態調査において、「続けていくのは、やや難しい」または「続けていくのは、かなり難しい」と回答した割合の合算



5

基本目標5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化

《基本目標の背景と方向性》

- ○団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、及び団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和22年(2040年)には要介護認定者も急増することが予想されており、そのために必要とされるサービスを供給できる体制や介護保険をはじめとした福祉的支援に求められる人材を確保し、介護保険事業の持続可能性を確保することが求められています。
- ○引き続き、高齢者が住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすことができるよう、地域の実情に 応じてサービス提供事業所の整備を進めていくとともに、希望する方が自分の判断で適切なサービ スを選択できるよう、必要な情報の提供に努めます。また、要支援・要介護になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、総合事業をはじめとした 地域支援事業の充実を図っていきます。
- ○介護保険事業の健全かつ公平な運営を進めていくために、「交野市介護給付適正化計画」として、認 定調査票のチェックやケアプランの点検、住宅改修等の点検や医療情報との突合、介護給付費通知 などの取り組みを引き続き進めていきます。
- ○高齢者がその人らしくいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活に対する様々な 取り組みや支援サービスを充実します。また、外出支援や趣味活動等の場の確保など、介護予防や 生きがいづくりの観点から事業を実施します。
- ○高齢化の進行により、介護保険事業をはじめとした福祉サービスに対する需要が急速に高まる一方で、福祉的支援に携わることのできる人材の不足が全国的な課題となっていることから、市内サービス事業者との連携のもとで、介護人材の確保・育成等に関する総合的な取り組みを展開します。



(1)介護保険サービスの提供体制の充実

	項目	内容
1)	居宅サービスの充実	 ○利用者が希望するサービスを選択できるよう、介護支援専門員やサービス提供事業者と連携を図りつつ、サービスの提供に努めます。 ○アンケート調査等で把握した市民ニーズ等について情報提供を行い、事業所の参入を促進します。 ○事業所向け研修会等で、医療保険で実施する急性期・回復期リハビリから、介護保険で実施する生活期リハビリへと切れ目なく提供する重要性について、周知・理解を図ります。また、要介護者や家族に対し、生活期においてもリハビリテーションの必要性を理解し、取り組めるよう啓発活動を行いま
2	地域密着型サービスの充実	す。 可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活を送ることができるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の状況を考慮し、提供体制の確保に努めます。 アンケート調査等で把握した市民ニーズ等について情報提供を行い、事業所の参入を促進します。 学識経験者や被保険者、その他の関係者から構成される「地域密着型サービス運営審議会」の意見を的確に事業実施に反映させることにより、事務の公平・公正な運営確保に取り組みます。
3	施設サービスの充実	○在宅での介護が困難になった人を対象に、適切なサービス利用を支援します。
4	サービス利用のための情報提供	○介護保険に関する普及啓発やサービスの利用促進を目的として、サービスの 内容を紹介する資料の発行や出前講座等を実施します。
(5)	地域の実情に応じたサー ビスの整備	○高齢者が住み慣れた場所で最期まで生活できるよう、「小規模多機能型居宅介護」の整備に取り組みます。○介護保険施設での入所サービスを真に必要とする高齢者が安心して入所でき、必要なサービスを受けられるように、「地域密着型介護老人福祉施設」の整備に取り組みます。



(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

	項目	内容
	訪問型サービスの実施	○「介護予防型訪問サービス」として、ホームヘルパーが居宅を訪問し、主に身 体的な介護が必要な方への支援を行います。
1		○「生活援助型訪問サービス」として、自立した生活を営むためにホームヘルパ ーや生活援助員が日常生活上の支援を行います。
		○「訪問型元気アップ大作戦」として、医療の専門職が短期集中的に関わり、 一人ひとりに合わせた個別運動プログラムを作成することで、日常生活で困
		っている生活動作を改善する支援を行います。
	(名に刑件 ビフの字体	○「介護予防型通所サービス」として、通所介護施設などで機能訓練や入 浴、食事などの支援を日帰りで実施します。
2	通所型サービスの実施 	○「選択型通所サービス」として、介護予防に資する体操などのサービスを行い、必要に応じて送迎・入浴・食事の各サービスの提供を行います。
3	介護予防マネジメントの実施	 ○本人や家族のニーズや生活機能状態などを踏まえてケアプランを作成し、できるだけ住み慣れた地域において自立した生活を送れるようサポートを行うとともに、サービス提供後の状況確認も行います。 ○基本チェックリストによる「事業対象者」に対しても、必要なサービス提供により介護予防を図り、また重度化を予防できるケアプランの作成を目指します。
4	介護予防普及啓発事 業の実施	○全市的な介護予防の推進を目的として、市内の施設において「元気アップ 体操クラブ」の開催と普及啓発に取り組みます。○広く市民に介護予防を意識してもらうことを目的として、「介護予防講演会」
		の開催と参加促進に取り組みます。 〇「元気アップメイト養成講座」を通じて、地域で活動する介護予防サポーター
(5)	地域介護予防活動支	を育成します。 ○地域の住民主体の介護予防活動を活性化するため、「元気アップ教室」をはじめとする介護予防活動への実施支援を行います。
(3)	援事業の実施	○スポーツへの参加による生きがいづくりや介護予防の促進を目的として、「介 護予防・高齢者スポーツ講習会」を開催します。
		○高齢者の生きがいづくりや伝統文化の継承を目的として、世代間交流の促 進に取り組みます。



	現状値		目標値	
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防型訪問サービス利用者数	81 人	87 人	90 人	90 人
生活援助型訪問サービス利用者数	227 人	230 人	230 人	230 人
介護予防型通所サービス利用者数	68 人	70 人	75 人	75 人
選択型通所サービス利用者数	308人	310人	310 人	310人
元気アップメイト登録人数	113人	117人	119人	121人
元気アップ体操クラブ開催回数及び延べ 参加者数	57 回 3,563 人	67回 4,070人	67回 4,070人	67回 4,070人
基本チェックリストによる 総合事業の事業対象者数	49人	70 人	80 人	90人

◆介護予防型訪問サービス

介護予防・日常生活支援総合事業開始以前の介護予防訪問介護に相当するサービスで、身体介護が必要な方及び心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援が必要な方への有資格者の訪問介護員等による身体介護・生活援助サービスのこと。

◆介護予防型通所サービス

介護予防・日常生活支援総合事業開始以前の介護予防通所介護に相当するサービスで、入 浴・排泄・食事等生活上の支援及び日常生活機能向上のための機能訓練などを提供する。身 体介護が必要な方及び心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援 が必要な方へのサービスのこと。

◆生活援助型訪問サービス

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの類型の一つで、市が定めた研修を受講した従事者(生活援助員)等による生活援助サービスのこと。居宅要支援被保険者等の身体機能の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活援助サービスを行う。

◆選択型通所サービス

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、「元 気アップ体操」をはじめとする機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回 復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。



(3)介護給付適正化の推進

	項目	内容
1	ケアプランチェックの実施	○「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、居宅サービス計画等の確認及び確認結果に基づく指導等を行い、利用者の自立につながる真に必要なサービスが適切にプランに位置付けられているかを確認します。○介護支援専門員にチェック結果をフィードバックし、併せて介護支援専門員を対象とした研修会を開催することにより、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。
2	自立応援会議によるケ アプラン内容の検討	○自立支援に向けたケアプラン作成支援を目的として、多職種が参加しケアプランを検討する「自立応援会議」を継続的に開催します。
3	公平・公正で適切な要介護認定の実施	 ○認定審査会で審査対象となる各資料(基本調査、特記事項、主治医意見書)間の内容の不整合の有無の確認作業を行うとともに、記述内容の疑義については認定調査員や主治医等に対する確認作業を実施します。 ○介護認定審査会委員に対して適正な審査判定業務を行うために「認定審査会委員研修会」を実施します。 ○要介護認定調査の平準化を図るために、調査員の資質向上を目的とした研修の受講を行うとともに、委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査内容について保険者による点検を実施します。 ○要介護認定申請件数の増加も見込まれることから、認定審査業務の簡素化等も踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施するための必要な体制を整備していきます。
4	住宅改修等の点検	○工事竣工前の受給者宅の住環境及び居住実態の確認を一定数市職員が実施するとともに、併せて工事見積書や理由書書類の内容を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修が行われないように努めます。
5	福祉用具購入時の 調査	○福祉用具購入時の支給申請書類の内容を精査し、利用者や介護支援専 門員等に状況を確認し、利用者に対して実情に即した助言等を行います。
6	介護給付費の通知	○適切なサービスの利用と適正な請求の促進を目的として、保険者から受給 者本人に対して事業者からの介護報酬の請求や費用の給付状況を通知し ます。



	項目	内容
7	医療情報との突合・縦覧点検	 ○国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト」等を用いて給付 状況を確認し、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と 介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性 の点検を行います。 ○国保連合会に縦覧点検を委託することにより、提供されたサービスの整合 性、算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切 な処置を行います。
8	効率的な介護給付適 正化事業の実施	○給付適正化事業の効率化を目的として、文書量削減の工夫や、関係部 署及び大阪府等との連携による推進体制の構築について検討します。

	現状値		目標値	
指標名	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2019 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
ケアプランチェック対象プラン件数	40 回	40 回	40 回	40 回
「認定審査会委員研修会」の開催回数	1 🗇	1 回	1 回	1 💷
住宅改修事前現地調査件数	18 件	22 件	24 件	26 件
福祉用具購入時調査件数	0 件	24 件	36 件	48 件
介護給付費等通知件数	401 件	410 件	415 件	420 件
医療情報との突合実施件数	57 件	60 件	60 件	60 件
縦覧点検実施件数	654 件	700 件	700 件	700 件
自立応援会議検討プラン件数	360 件	360 件	360 件	360 件



(4) 高齢者福祉サービスの充実

	項目	内容
	外出支援サービス事業	○要介護3以上の認定を受けている高齢者を対象に、タクシー車両の乗車料金の一部を助成するチケットを交付することで、タクシー車両での外出の支援を図ります。
1		○75歳以上で非課税の高齢者等を対象に、交通系ICカードを活用して バス・鉄道運賃を補助することにより、外出機会の創出と外出の支援を図り ます。
2	ガイドヘルプサービス事業	○高齢者の自立と社会参加を促すとともに、介護予防の増進を図ることを目 的として、単独で外出することが困難な高齢者に対してガイドヘルパーを派 遣します。
3	寝具類等洗濯・乾燥・ 消毒サービス事業	○寝具類の衛生管理が困難な高齢者を対象に、洗濯乾燥等の費用の一部を助成します。利用者数が少ない現状を踏まえて、市民及び介護保険事業者への周知を引き続き行います。
4	訪問理美容サービス事業	○理髪店や美容店に直接出向くことが困難な高齢者に対して、訪問理美容サービス利用の際の訪問に要する費用を助成します。
(5)	日常生活用具給付·貸 与	○在宅での日常生活を安全に行うために必要な福祉用具等の給付及び貸 与を実施します。
6	老人福祉大会	○敬老長寿の記念行事として、交野市星友クラブ連合会との共同開催により 老人福祉大会を実施します。
7	敬老祝品・金婚祝品の 贈呈	○満 99 歳を迎えた高齢者及び金婚式を迎えた高齢者夫婦に対して祝品を 贈呈します。
8	緊急通報システム	○単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯に対して、安全確保を目的として緊急 通報装置を貸与します。
9	お元気コール	○緊急通報装置を活用し、定期的に保健師や看護師が利用者の健康状況 の確認を行います。
10	生活管理指導短期宿 泊事業	○一時的な体調不良や独居状態により在宅生活が困難となった場合に、一時的に高齢者施設に宿泊できる事業を実施します。
11)	要援護高齢者短期入所事業	○家族等に代わって一時的に養護する必要がある要援護高齢者や、養護者等から虐待等を受けた要援護高齢者が、養護老人ホームに短期入所が可能となる事業であり、セーフティネットの役割を担う事業として実施します。



	項目	内容
12	養護老人ホーム	○居宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を目的 として、養護老人ホームへの入所を支援します。
		○入所者がその有する能力に応じ、いきいきとした生活を営むことができるように 支援するため、施設との連携を深めます。また、入所者が地域での自立した 生活を希望した場合には、関係機関との連携を図り支援を行います。
13	軽費老人ホーム (A型・ケアハウス)	○高齢等のため独立して生活することに不安がある方であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者への住まいを提供するため、軽費老人ホームへの入所を支援します。





(5)介護保険サービスの質の向上と人材の確保・育成

	項目	内容			
1	介護支援専門員(ケアマネジャー)の育成・支援	○自立支援に向けたケアプラン作成支援を目的とした「自立応援会議」をはじ			
		めとして、「介護支援専門員連絡会」や「主任介護支援専門員連絡部会」			
		を定期的に開催するとともに、各種連絡会での意見交換、情報提供、研修			
		等への取り組みをさらに充実します。			
		○地域の介護支援専門員の日常的業務に対しての個別相談やサービス担			
		当者会議の開催支援、支援困難事例に対する指導助言などを通して、地			
		域の介護支援専門員の支援や関係機関の連携強化を図っていきます。			
2	適切な調査権限を活用	○府や関係機関と十分連携しながら事業者に対する指導・助言を行います。			
	した指導及び事業所連	○事業者による主体的な研修や事例研究、情報交換等を促進するため、サ			
	絡会運営支援	-ビス種別ごとの「事業所連絡会」の運営及び活動支援に努めます。			
3	介護サービス相談員派 遣等事業の積極的な活 用	○「介護サービス相談員」の増員を行い、派遣申出のある介護サービス事業所			
		等に派遣することにより、利用者の疑問や不満・不安の解消を図り、介護サ			
		ービスの質的な向上も図ります。			
		○住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニー			
		ズの受け皿となっていることから、住宅の質の確保を図ることが重要であるた			
		め、介護サービス相談員を派遣できるように事業所に対して派遣受入への			
		理解を求め、積極的な派遣要請につながるよう努めます。			
		○「介護雇用管理改善等計画」に基づき、介護情報公表システムの運営推			
	情報公表制度を活用し	進に関して大阪府と連携を取るとともに、併せて市民に対してこの情報シス			
4	た従業者に関する情報	テムの利用の促進を進めることにより、介護サービスの利用者が介護サービス または事業所もしくは施設について比較し、検討した上で適切に選択するこ			
	の公表の推進				
		とができるようにします。			
(5)	利用者負担額軽減制	○より多くの社会福祉法人で「利用者負担額軽減制度」が適正に実施される			
	度事業の実施	よう、制度趣旨の周知を継続実施します。			
6	苦情処理に対する迅速かつ的確な対応	○介護保険制度に関する苦情については、大阪府、国民健康保険団体連			
		合会、各サービス提供事業者との連携を図り迅速かつ的確に対応していくた			
		め、苦情情報に速やかに対応できる職員対応体制の充実を図ります。			
		○地域包括支援センターや各サービス提供事業所での苦情受付窓口や、市			
		の消費者相談担当等の他部門との連携を深め、市が中心となって各相談			
		窓口と情報連携を図ります。			



	項目	内容	
7	福祉・介護への理解・啓発	○思いやり助け合う心を育むために、保育園、幼稚園、小・中学校での福祉 教育の環境づくりを推進します。	
		○地域での福祉体験機会や世代間交流の機会の提供を通じて、高齢者、 障がい者との交流を促進します。	
		○児童・生徒やその保護者を対象として、高齢者入所施設等の施設見学や 介護機器体験の機会を提供することにより、次世代を担う子供たちが福祉 系の学校へ進んだり、就職の際の選択肢として介護職を選んでもらうための	
		きっかけづくりを目的とした、将来の介護人材確保に資する取り組みを実施します。	
8	多様な人材の確保・育成の支援	○福祉人材の確保に向けて福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発するために、広報や市ホームページ、パンフレットなどの様々な広報媒体を活用するとともに、老人クラブ等各種団体での説明会の開催による P R 活動など、身近な地域での広報活動の充実を図ります。	
		○介護に関する入門的研修等を開催し、介護に興味のある人の増加を図ります。	
		○国等による介護人材確保に関する取り組み・制度の周知及び活用促進を 図ります。	
		○「生活援助型訪問サービス」に従事する者の養成を目的とした「生活援助 員の養成」研修に幅広い年代の市民に受講してもらうことで、生活支援サー ビスの担い手の増加に取り組みます。	
	介護予防の担い手確保と活動の活性化	○介護予防・日常生活支援総合事業における、各種住民主体の活動や高	
9		齢者等が担い手となる活動において、ボランティアの育成を進めます。	
		○インセンティブの付与など、高齢者が自らの介護予防や健康づくりを行いなが らボランティア活動ができる仕組みについて検討します。	
	I C T やロボットの活用・業務効率化の推進	○介護職員の負担軽減を図るための介護ロボット・ICT導入に係る補助制	
10		度を検討し、事業所の支援を行います。	
		○指定申請や実地指導時の提出書類を削減し、事業所の負担軽減を図り	
		ます。	



	現状値	目標値		
指標名	令和元年度 (2019 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護支援専門員連絡会開催回数	6 回	6 回	6 回	6 回
介護サービス相談員登録人数と派遣受	24 人	28 人	30 人	32 人
入事業所数	21 事業所	22 事業所	23 事業所	24 事業所





